

# 安 全 管 理 規 定

(人の運送をする不定期航路事業)

令和 6年 5月

新潟建工 株式会社

# 安全管理規程

平成18年12月13日 制定

令和 2年 4月 8日 改正

令和 4年10月 8日 改正

令和 6年 5月 1日 改正

新潟建工 株式会社

## 目 次

第1章	総 則・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	経営トップの責務・・・・・・・・	4
第3章	安全管理の組織・・・・・・・・	5
第4章	安全統括管理者、運航管理者等の選解任並びに 代行の指名・・・	5
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制・・・	6
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務及び権限・・・	7
第7章	安全管理規定の変更・・・・・・・・	8
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画・・・・・・・・	8
第9章	運航の可否判断・・・・・・・・	8
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達・・・・・・・・	9
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保・・・・・・・・	10
第12章	輸送施設の点検整備・・・・・・・・	11
第13章	海難その他の事故の処理・・・・・・・・	11
第14章	安全に関する教育及び訓練及び内部監査等・・・・・・・・	12
第15章	雑則・・・・・・・・・・・・・・・・	13

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する事および各地区港の副運航管理者を統轄する責任者
(7)	副運航管理者	各地区港の船舶の運航管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
(8)	運航管理補助者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する者
(9)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(10)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力等に関する計画
(11)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(12)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(13)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(14)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(15)	運航の中止	発航、基準航行を中止すること
(16)	反転	目的地への航行の継続を中止し、発航地点へ引返すこと
(17)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)、波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)及び水位
(18)	運航基準図	航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(19)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(20)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(21)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(22)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設
(23)	副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する。

(運航基準、作業基準及び事故処理基準)

**第3条** この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

## 第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

**第4条** 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント体制を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規定の遵守と安全優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント体制の見直し

(経営トップの責務)

**第5条** 経営トップは、確固たる安全マネジメント体制の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

**第6条** 経営トップは、安全管理に関わる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、事項を明記する。
  - (1) 関係法令及び社内規定の遵守と安全優先の原則
  - (2) 安全マネジメント体制の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を用意かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれを策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

### 第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- |                  |               |     |
|------------------|---------------|-----|
| (1) 本社(新潟西港地区含む) | 安全統括管理者兼運航管理者 | 1 人 |
|                  | 運航管理補助者       | 若干人 |
| (2) 各地区港         | 副運航管理者        | 1 人 |
|                  | 運航管理補助者       | 若干人 |

2 本社及の名称、所在場所及び連絡先は以下のとおりとする。(各地区港も同じ)

本社の名称	所在場所	連絡先
新潟建工 株式会社	新潟県新潟市中央区柳島町1丁目5番地1	TEL : 025-226-8686 FAX : 025-226-8688

### 第4章 安全統括管理者、運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、海上運送法施行規則に第22条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第22条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反する等により、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(副運航管理者の選任及び解任)

第 12 条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第 13 条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者又は副運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者又は副運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名)

第 14 条 運航管理者及び副運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行又は副運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者及び副運航管理者は 2 人以上の者を順位を付して指名することができる。

## 第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第 15 条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第 16 条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と本社の運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第 17 条 副運航管理者は、自己の勤務する地区港に船舶が就航している間は、原則として地区港に勤務するものとし、勤務中やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ当該地区港の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

(運航管理補助者の勤務体制)

第 18 条 運航管理補助者は、自己の勤務する本社又は地区港に船舶が就航している間は、原則として本社又は地区港に勤務するものとし、勤務中やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者又は副運航管理者に連絡をしなければならない。

## 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第19条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント体制の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント体制の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規定の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第20条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、規程を遵守してその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、従来の船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(副運航管理者の職務及び権限)

第21条 副運航管理者は、自己の勤務する地区港にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象・海象に関する情報、旅客数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達。
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料収集。
- (3) 陸上における危険物、その他旅客の安全に害するおそれのある物品の取扱に関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における旅客の乗下船、船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言。
- (5) 陸上施設の点検整備。
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知。

(運航管理補助者の職務)

第22条 運航管理補助者は、運航管理者又は副運航管理者を補佐するほか、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第14条第2項の順位に従い、その職務を代行するものとする。

## 第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

**第23条** 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

## 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

**第24条** 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

**第25条** 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員並びに法定職員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

**第26条** 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶又は陸上施設の状態が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

## 第9章 運航の可否判断

(運航の中止)

**第27条** 船長は、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるとき及び津波が発生する恐れがある場合は、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、発航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者又は副運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第31条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4 前2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者又は副運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。



(運航管理者および副運航管理者の指示)

**第 28 条** 運航管理者および副運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示しなければならない。

2 運航管理者および副運航管理者は、船長に対して発航、基準航行の継続又は着岸を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

**第 29 条** 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者及び副運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者および副運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者および副運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止の指示しなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

**第 30 条** 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

## 第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者および副運航管理者の措置)

**第 31 条** 運航管理者及び副運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象・地震・津波に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

**第 32 条** 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者又は副運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終えたとき
- (2) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (3) 運航計画又は安全航行に支障を生じる船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

き

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者又は副運航管理者に連絡するものとする。

(1) 気象・海象・地震・津波に関する情報

(運航基準図)

**第 33 条** 運航管理者又は副運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成しなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

## 第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

**第 34 条** 作業体制等については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

**第 35 条** 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

**第 36 条** 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前検査)

**第 37 条** 船長は、発航前に船体・機関・操舵・係船・救命各設備及び喫水の状況等について検査しなければならない。

(船内点検)

**第 38 条** 船長は、船内の状況に留意し異常を発見したときは、適切な措置を講じなければならない。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

**第 39 条** 運航管理者又は副運航管理者及び船長は、作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒の制限等)

**第 40 条** 安全統括管理者等はアルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない

2 乗組員は、乗船又は当直前にアルコール検査を実施し、呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0. 1 5 m g 以上及び疾病・疲労等により正常な当直業務ができないおそれがある間は、である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が乗船又は当直前にアルコール検査を実施し、呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0. 1 5 m g 以上及び疾病・疲労等により正常な当直業務ができないおそれがある間は、当直を実施させてはならない。

## 第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

**第41条** 運航管理者は、船舶安全法等法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

**第42条** 船長は、船舶の船体、機関、操舵、係船、救命各設備、航海計器諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者又は副運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。
- 3 船長は、前項においてその異常が輸送の安全に支障が生ずる恐れのある場合は、修復整備が終わるまで船舶の運航をしてはならない。

(陸上施設の点検整備)

**第43条** 運航管理者および副運航管理者は、毎日1回以上、係留施設、乗降用施設等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

- 2 運航管理者及び副運航管理者は、前項においてその異常が輸送の安全に支障が生ずる恐れのある場合は、修復整備が終わるまで係留施設、乗降用施設等を使用してはならない。当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

## 第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的姿勢)

**第44条** 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的姿勢で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

**第45条** 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者又は副運航管理者に連絡しなければならない。この場合において第三者の助言又は援助を必要と認めるときは、併せて海上保安官署等への連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発しな

なければならない。

なお、（携帯）電話がある場合は併せて「118番」へ通報する。

（運航管理者および副運航管理者のとりべき措置）

**第46条** 運航管理者および副運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

（経営トップ及び安全統括管理者のとりべき措置）

**第47条** 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定められたところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

（事故の処理）

**第48条** 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

（通信の優先処理）

**第49条** 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

（関係官署への報告）

**第50条** 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署等にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

（事故の原因等の調査）

**第51条** 運航管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

## 第14章 安全に関する教育及び訓練及び内部監査等

（安全教育）

**第52条** 安全統括管理者及び運航管理者は、副運航管理者、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員 安全管理に従事する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（訓練）

**第53条** 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの指揮を得て年1回以上事故処理に関する机上又は実地訓練を実施しなければならない。

(記録)

**第54条** 運航管理者は、前2条の教育及び訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

**第55条** 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者ととも年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規定の遵守状況の他、安全マネジメント体制全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント体制の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期についての評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント体制については、監査の客観性を確保するための業務に従事していない者が監査を行う。

## 第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け)

**第56条** 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。)及び運航基準図を船舶、その他必要と認められる場所に備付けなければならない。

(情報伝達)

**第57条** 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN、紙ファイル等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

2 輸送の安全に係わる運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール等)を用意する。

3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内に周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を(インターネット等を活用して)適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を(インターネット等を活用して)適時、外部に対して公表する。

付 則

この規程は、令和 6年 5月 1日より実施する。

## 運航基準

平成18年12月13日 制定

令和元年12月16日 改正

令和4年10月8日 改正

令和6年5月1日 改正

新潟建工株式会社

第1章 目的	15
第2章 運航の中止	15
第3章 船舶の航行	15

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の人の運送の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の中止

(発航の中止)

第2条 船長は、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
各港		12m/s以上	2m以上	300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	12m/s以上	波高	2m以上
----	---------	----	------

3 船長は、発航前において、地震が発生した場合又は津波注意報・警報以上が発令された場合は発航を中止しなければならない。

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

2 船長は地震が発生した場合又は津波注意報・警報以上が発令された場合は、直ちに津波到着時刻を勘案し、陸上若しくは沖合に避難しなければならない。

## 第3章 船舶の航行

(運航基準図)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 発着場の位置
- (2) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (3) 港内・外付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(速力基準等)

第5条 船客が乗船する場合の速力基準を以下の表に定める。また、旅客が乗船しない場合は当該船の能力に応じ船長判断にて航行する。

船名	馬力 (PS)	最微速		微速		半速		航海速力		備考
		速力 (ノット)	機関 回転数 (rpm)	速力 (ノット)	機関 回転数 (rpm)	速力 (ノット)	機関 回転数 (rpm)	速力 (ノット)	機関 回転数 (rpm)	
第八松栄丸	230	2	450	5	800	10	1500	14	2200	自社船
第十六松栄丸	360	2	500	5	1200	10	1600	20	2200	〃
わかたか	675	1	700	3	1100	5.5	1300	11	2130	〃
第1越後丸	560	1	700	3	1050	4.4	1250	8.7	2000	〃
第8本浦丸	1000	1	700	3	850	5	1000	10	1350	傭船
第2越後丸	300	1	700	3	1150	4	1350	8	2200	〃
第3越後丸	160	1	700	3	1300	3.5	1450	7	2500	〃
第8越後丸	400	1	250	3	360	4.8	470	9.57	750	〃
第1通船	360	1	700	3	1050	4.3	1250	8.5	1950	〃
第2通船	360	1	700	3	1050	4.3	1250	8.5	1950	〃
第12通船	165	1	700	2	1000	2.5	1200	5	2000	〃
H13号	40	1	/	3	/	7.5	/	15	/	〃
H10号	20	1	/	3	/	5	/	10	/	〃
H11号	20	1	/	3	/	5	/	10	/	〃
第10越後丸	155	1	700	<u>3</u>	<u>1200</u>	<u>5</u>	<u>1450</u>	8	<u>2500</u>	〃
第11越後丸	<u>280</u>	<u>1</u>	<u>700</u>	<u>3</u>	<u>1050</u>	<u>4</u>	<u>1250</u>	<u>8</u>	<u>2000</u>	<u>〃</u>

※斜線は主機が船外機の船舶。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。尚、船外機付和船のような船橋のない船舶はこの限りではない。

(連絡等)

第6条 運航管理者および副運航管理者は、航行に関する緊急情報及び安全情報等を入手した場合は、その都度速やかに船長に連絡するものとする。

(連絡方法)

第7条 船長と運航管理者又は副運航管理者、運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区	分	連	絡	先	連	絡	方	法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している本社、地区港を管理する運航管理者又は副運航管理者			船舶電話及び携帯電話			
(2)	緊急の場合	運航管理者又は副運航管理者、海上保安部、警察			船舶電話及び携帯電話			



# 作業基準

平成 18 年 12 月 13 日 制定

令和 6 年 5 月 1 日 改正

新潟建工株式会社

## 目 次

第 1 章	目 的	18
第 2 章	作業体制	18
第 3 章	危険物等の取扱い	18
第 4 章	乗下船作業	18
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	19

## 第1章 目的

(目的)

**第1条** この基準は、安全管理規程に基づき、当社の人の運送の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

**第2条** 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

## 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

**第3条** 危険物の取扱いは、運航管理者又は副運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者又は副運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は関係法令の条件に従い運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は副運航管理者、船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者又は副運航管理者に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

(乗船作業)

**第4条** 船長又は船内作業員は、乗船場所に応じて安全に旅客を船に誘導するものとする。

2 船長は、旅客数を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

3 航海時間が50分を超える場合、船長は旅客の氏名・年齢・性別・住所・乗船日時及び上下船港等の内容を口頭若しくは写真等により本社又は各地区港に報告する。

なお、本社又は各地区港が事前に旅客の氏名等確認している場合は、この限りではない。

4 運航管理補助者は、船長から報告のあった旅客の氏名等の内容を旅客名簿に記載する。旅客の氏名等を本社又は各地区港が事前に確認している場合も同様とする。

(離岸作業)

**第5条** 船長又は船内作業員は、旅客の乗船が完了したことを確認したならば船長の指示により迅速、確実に係留索を解らんする。

(着岸作業)

**第6条** 船長は、着岸場所付近に近づいたならば旅客にその旨を合図し、旅客の安全を確認してから着岸作業を行う。

2 船長又は船内作業員は船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は副運航管理者、運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ（歩み板）等の乗降用設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長又は船内作業員は、下船場所に応じて安全に旅客を誘導して下船させるものとする。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 乗船時の救命胴衣の着用
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第10条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板上に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるように努めること。

## 事故処理基準

平成18年12月13日 制定

平成23年 4月 1日 改正

令和 4年10月 8日 改正

令和 6年 5月 1日 改正

新潟建工株式会社

### 目 次

第1章 総 則	2 1
第2章 事故等発生時の通報	2 1
第3章 事故の処理等	2 3

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この基準は、安全管理規程に基づき、当社が運航する船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の安全運航に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

**第2条** この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事態」とは(5)に掲げる事象(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者(以下「乗船者」という。)の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)に至るおそれの大きかった事象

(軽微な事故への準用)

**第3条** 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

**第4条** 船長は、事故の状況を運航管理者又は副運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したのから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 第三者の助言又は援助を必要とする場合の船長の海上保安官署等への連絡は、「118番」による。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、別表(非常連絡表)によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局及び海上保安官署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

**第5条** 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

- (1) 全事故等に共通する事項
  - ① 船名、② 日時、③ 場所、④ 事故等の種類、⑤ 死傷者の有無、⑥ 救助の要否、⑦ 当時の気象・海象

## (2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連 絡 事 項
a	衝 突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主、船長名（できれば住所、連絡先）――船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）――船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④ 船体・機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
c	火 災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 鎮火の見通し
d	浸 水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
e	強取、殺人 傷害、暴行 等の不法行 為	① 事件の種類 ② 事件発生の原因及び経緯 ③ 負傷者の氏名、被害状況等 ④ 相手方の人数、氏名及び身体特徴、服装等 ⑤ 相手方が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況

f	人身事故 (行方不明を除く。)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等 ⑤ 措置状況
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
I	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

### 第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

**第6条** 事故が発生したときに、乗船者の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び損傷局限の可否の検討
- ② 負傷者に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 乗船者への正確な情報の周知及び状況に即した適切な誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 負傷者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 乗船者に対する現状及び措置状況の周知と乗船者の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者又は副運航管理者のとるべき措置)

**第7条** 運航管理者又は副運航管理者は、船長からの連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者又は副運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者又は副運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救助に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の乗船者の救護のための措置
- (7) 乗船者の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職 務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者兼運航管理者	総指揮又は総指揮補佐
救難対策班 班長 運航管理者又は副運航管 理者 班員 職員	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施その他救難に必要な事項に関すること。 乗船者の把握、負傷者の救護に関すること。
庶務対策班 班長 運航管理補助者 班員 職員	負傷者の近親者への連絡及び世話、報道関係者への対応、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者又は副運航管理者は、別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者又は副運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。



(事故調査委員会)

第 11 条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

	職 名
委 員 長	経営トップ 安全統括管理者兼運航管理者
副委員長	<u>工事部長</u>
委 員	副運航管理者